

## 川西市立学校職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針

### 1 目的

この指針は、「男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン」に定めるハラスメントの防止に向けた取組の一環として、川西市立学校における妊娠、出産、育児又は介護（以下「妊娠等」という。）に関するハラスメントの防止のための措置及び妊娠等に関するハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関して、必要な事項を定めることにより、人事行政の公正の確保、教職員の利益の保護及び教職員の能率の発揮を目的とする。

### 2 定義

「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場や懇親の場等職場と密接に関連する場における次に掲げるものをいう。

- (1) 教職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該教職員の勤務環境が害されること。
  - 妊娠したこと。
  - 出産したこと。
  - 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。
- (2) 教職員に対する妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該教職員の勤務環境が害されること。
- (3) 教職員に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該教職員の勤務環境が害されること。

### 3 学校長の責務

学校長には、良好な勤務環境を確保する責務があることから、次の点に十分留意して、妊娠等に関するハラスメントの防止及び排除に取り組むものとする。

所属教職員に「4 教職員の責務」を周知徹底し、教職員の意識啓発に努める。

所属教職員から、妊娠等に関するハラスメントに関する苦情・相談を受けたときは、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重し、職場において不利益を受けることがないよう、迅速かつ適切に対応する。

妊娠した教職員がつわりなどの体調不良のため勤務ができないことや能率が低下すること、制度等の利用をした教職員が正規の勤務時間の一部を勤務しないこと等により周囲の教職員の業務負担が増大することも妊娠等に関するハラスメントの原因や背景となることを認識し、業務体制の整備など、職場や教職員の実情に応じ、必要な措置を講ずること。

### 4 教職員の責務

学校長を含め全ての教職員は、妊娠等に関するハラスメントの防止及び排除に努めるものとする。

- (1) 妊娠等に関するハラスメントをしないために教職員が認識すべき事項

妊娠等に関する否定的な言動（他の教職員の妊娠等の否定につながる言動（当該教職員に直接行わない言動も含まれる。）をいい、単なる自らの意思の表明を除く。）は、妊娠等に関するハラスメントの原因や背景となること。

男女ともに、仕事と妊娠等を両立するための制度又は措置があること。

- (2) 妊娠等をし、又は制度等の利用をする教職員として認識すべき事項  
仕事と妊娠等を両立していくために必要な場合は、妊娠等に関する制度等の利用ができるという知識を持つこと。

周囲と円滑なコミュニケーションを図りながら自身の体調や制度等の利用状況等に応じて適切に業務を遂行していくという意識を持つこと。

- (3) 妊娠等に関するハラスメントを受けていると感じたときに教職員に望まれる事項

自分の意に反することは相手に対して明確に意思表示をすること。

妊娠等に関するハラスメントに係る言動を無視したり、一人で我慢せず、職場の同僚や知人等、身近な信頼できる人に相談すること。

## 5 苦情・相談への対応

- (1) 学校内で解決することが困難な場合は、教職員からの苦情相談を総務調整室教職員課において受け付ける。

総務調整室教職員課：<電話>072-740-1111(内線 3361)

072-740-1242(直通)

<メールアドレス>kawa0154@city.kawanishi.lg.jp

- (2) 苦情相談を受ける職員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努める。

## 6 その他の相談窓口

- (1) 教職員からの妊娠等に関する苦情・相談に対応するため、次の苦情・相談窓口を紹介する。

兵庫県教育委員会総務課電話相談・直行メール

・電話相談窓口：総務課 電話 078-341-7711（内線 5615）

・専用メール受付窓口：総務課 メールアドレス kyo\_direct@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県教育委員会教職員課電話相談・直行メール

・電話相談窓口：教職員課 電話 078-341-7711（内線 5655）

・専用メール受付窓口：教職員課 メールアドレス

kyosyokuin\_direct@pref.hyogo.lg.jp

教職員相談員

福利厚生課の職員相談員

・専用電話等（福利厚生課の職員相談員）：電話 0120-774-860

FAX 078-362-3768

兵庫県教育委員会職員公益通報制度（担当：総務課）

・公益通報受付窓口：公益通報相談員

電話 078-362-4014（内線 5625）、FAX 078-362-4014（内線 5625）

メールアドレス kyoikoekitsuho@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 教職員は、上記(1)の窓口にて、電話、メール、面談等の適宜な方法により相談するほか、学校長等に対しても、苦情・相談を行うようにする。

( 3 ) 苦情・相談があった場合、学校長等は、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、事情の聴取等必要な調査を行う。妊娠等に関するハラスメントの事実が確認された場合には、相談者への助言や妊娠等に関するハラスメントを行った教職員への注意、指導等の必要な措置を講ずる。

#### 6 懲戒処分等

妊娠等に関するハラスメントの態様等によっては、懲戒処分その他の厳正な措置が講ぜられることがある。